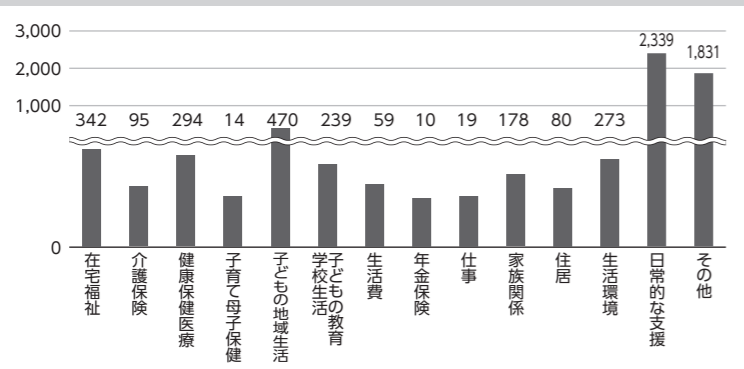


令和4年度 民生委員・児童委員活動状況 (単位: 件)



令和4年度に民生委員が行った相談および支援の件数は6243件あり、日常的な支援が2339件で全相談・支援件数の37・5%を占めています。次いで、子どもの地域生活が470件、在宅福祉が342件と続いており、幅広い相談に応じています。



▲民生委員は、このマークのバッジをつけて活動しています

■民生委員・児童委員のマーク
幸せのシンボルである4つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

■5月12日は「民生委員・児童委員の日」
大正6年5月12日に、民生委員制度のもとになる済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度設置規程の公布日にちなみ、この日が定められました。毎年、「民生委員・児童委員の日」である5月12日からの1週間を「活動強化週間」として、市役所に横断幕を掲示したり、のぼり旗や民児協名入りのベストなどを活用して、民生委員・児童委員の活動を周知しています。



▲令和5年度に実施した宮城県南三陸町での研修の様子

■民生委員・児童委員に相談したときは
高齢者や障がいのある人への支援策や子育て、介護での不安や困りごとはありませんか。民生委員・児童委員が、相談内容に応じて、さまざまな専門機関による支援につなぐなど、課題解決のお手伝いをしています。福祉課総合相談室、各支所地域振興課地域福祉室が、お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員を紹介しますので、お気軽にお問い合わせください。



菅原実雄さん
村上市民生委員児童委員協議会連合会長

私が民生委員・児童委員になったのは、市職員を退職後、お世話になった地域に恩返しをしたいと考え、子どもたちの通学の見守りを始めたところ、区長からぜひ民生委員・児童委員になってほしいと声をかけられたのがきっかけでした。
いざというときに頼っていただけ、定期的な訪問を心がけ、常に顔の見える関係性を築くことを活動の基本としています。寄せられた相談は、内容に応じてアドバイスをしたり関係機関につないで、必要な支援を受けられるよう活動をしていますので、一人で悩まず、ぜひ地域の民生委員・児童委員にご相談ください。
また、委員の成り手不足が課題であり、委員不在の地域で、委員をやってみたい方はご連絡ください。連合会全体でサポートします。

ご存じですか？地域の身近な相談役

—民生委員・児童委員—

☎ 福祉課総合相談室 (☎75-8941)



少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある人、子育てや介護をしている人などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談役として、必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

■民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員の任期は3年で児童委員も兼任し、令和6年3月現在、市内で160人が地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行っています。核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなってきている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある人・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

■秘密は守られます

民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられ、委員退任後も引き続き課されません。

■どんな活動をしているの？

地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っています。民生委員・児童委員は市内に7つある「民生委員・児童委員協議会」のいずれかに所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。高齢者や障がいがある人の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談支援を行っています。

■活動事例

高齢者や障がいのある人の世帯、生活に困窮している世帯、母子・父子世帯などの状況把握やニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供、支援が必要な人のさまざまな相談への助言、児童の登下校時の声かけ、パトロール活動など